

第5学年校外学習 新型コロナウイルス感染症防止に関する対策

<p>1 事前指導について</p>	<p>①児童や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を実施前の2週間前はもとより、年間を通じて行う。(健康チェックカード)</p> <p>②保護者からの「校外学習参加同意書」の提出を求める。参加しない場合は、学校にて学習を行う。</p> <p>③校外学習中の感染防止対策(感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、原則マスク着用、食事中は話さないこと)について、事前指導を行う。</p> <p>④校外学習中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用は絶対にしないよう各自で準備させる。</p> <p>⑤児童の食事前後の手洗い(消毒)を徹底し、食事中は話さず、できる限り「密」を避けるよう指導する。</p> <p>⑥通常の持ち物に加え、下記の物を持ち物に加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク(予備) ・マスクを置く際の清潔なビニール袋やマスクケース ・利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
<p>2 当日について</p>	<p>①朝の検温を必ず実施し、発熱等の風邪の症状がある場合には、参加を見合わせていただく。(心配な場合も同様)</p> <p>②朝、学校での検温により、37.5度以上の場合は、リスクを避けるため、保護者に学校までお迎えに来ていただく。</p> <p>③同居の家族も含め出発前に児童及び引率教員の体調確認(体温・健康観察)を行い、発熱や感染の疑いの症状がある場合には、参加を取り止める。(出発前にも全児童検温をし、確認する。)※引率教員が減となる可能性もある。</p>
<p>3 バスの利用について</p>	<p>①乗車中はマスク着用の上、私語は原則禁止。</p> <p>②バスでのレクリエーションは行わない。</p> <p>③乗降車時にアルコール消毒を行い、児童に手洗いや咳エチケット等を徹底する。</p> <p>④車内の換気をするとともに、多くの利用者が触れるドアノブ等をアルコールで除菌する。</p>
<p>4 施設の利用について</p>	<p>①施設及び本校の感染防止対策に従って行動させる。</p> <p>②アレルギーが心配な場合は、事前に担任、養護教諭と相談しておき、施設にもその旨を伝えるとともに、「いただきます」の前に引率教員が確認し、間違いが起きないように対応する。</p>

<p>5 行程等について</p>	<p>①手洗い、消毒等のために、ハンドソープを持参する。(学校)などの環境整備と施設毎での手洗いなど定期的な実施を行う。朝の健康チェックは、家庭で確認し、出発前に再度確認する。</p> <p>②換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意喚起と配慮を行う。</p> <p>③可能な限り屋外を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形並びに移動方法や経路について余裕を持たせた体制・方法を確保する。</p> <p>④クラス単位等の点呼、注意指導を5分以内で実施する。</p> <p>⑤グループ活動は極力短時間に制限し、可能な限り「密」を避ける行動に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的に行う。</p> <p>⑥団体行動中はマスク着用の上、可能な限り人と人との距離をとり、やむを得ない場合を除き、マスクを外させない。</p> <p>⑦児童の行動経路・範囲を厳密に設定し、当日変更した場合は、その場で記録しておく。</p> <p>⑧見学施設等の感染症対策に関するガイドラインに従った利用を厳守させる。</p>
<p>6 食事について</p>	<p>① 可能な限り広い場所を確保し、密にならないよう配慮する。</p> <p>② 児童全員の食事前後の手洗い（消毒）を徹底し、食事中の会話を控える。</p>
<p>7 体調不良者（発症者）が出た場合の対応</p>	<p>①児童に体調不良者（発症者）が出た場合における校内の連絡体制を校長（引率）→教頭（学校）→保護者とする。</p> <p>②校外学習中に、体調不良者（発熱等）が出た場合保護者に連絡し迎えに来ていただく。</p> <p>③安全に帰宅できるまでの間、校外学習先に留まる際には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別の場所で待機させる。</p>
<p>8 校外学習事後の対応</p>	<p>①児童や同居の家族も含めた健康状態の経過観察を、実施後の2週間はもとより年間通して実施する。(健康チェックカード)</p> <p>②実施後、参加児童及び職員に発熱等の症状が出た場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、「PCR検査」を受ける場合には、保健所及び学校に連絡し、その指示に従う。その際、当該児童又は教職員は「出席（出勤）停止」、PCR検査で「陽性」判定の児童教職員が出た場合は、保健所や市教委（学校保健課）の指示により、濃厚接触者を特定し、管理職により関係児童保護者に電話連絡する。</p>